

山梨県若手研究者奨励事業 研究成果概要書

所属機関

公立大学法人山梨県立大学

職名・氏名

田中 謙

1 研究テーマ

山梨県における障害乳幼児を対象とした福祉・教育に関する歴史的研究

2 研究の目的

戦後日本における障害乳幼児の支援に関しては、幼稚園、保育所等での障害児保育事業、精神薄弱児通園施設や心身障害児通園事業に代表される通園施設・通園事業、小学校等での幼児ことばの教室等の事業が代表的なものとしてあげられる。これらの事業等は大きく分けて、障害のある子どもがいない子どもと同じ生活の場で支援を受ける「統合」型と、原則的に障害のある子どものみで同じ生活の場が設けられ支援を受ける「分離」型とに分類される。今日においては幼稚園、保育所、認定こども園等に在籍しながら児童発達支援事業を行う園施設・通園事業での支援も受けられる「並行通園」制度が確立しているものの、制度確立以前は多くの障害のある子どもとその保護者は両方の支援を望むものの、いずれかを選択することが迫られた歴史を戦後日本は有する。

その中で、山梨県市川三郷町（旧市川大門町）に所在する福祉型児童発達支援センター社会福祉法人ひかりの家「ひかりの家学園」（以下、学園と表記）は、1974（昭和49）年「日本キリスト教団市川教会」と「学校法人市川幼稚園」を母体に民間の通園事業として創設された。学園は通園事業の形態をとりながらも、隣接する市川幼稚園と連携して障害乳幼児の支援を行ってきた歴史を有しており、上記のような二分類化の系譜の中で、その課題克服に取り組んできた歴史を有している。

これまでの通園施設・通園事業に関する歴史的研究では、小規模自治体において他機関と連携して不足する機能を補填しながら通園事業が創設され、支援を担ってきたことの経緯やその実態が明らかにされている（田中, 2016）。しかしながら、これまでの通園施設・通園事業に関する歴史的研究では、学園のような教会組織を母体として教育機関である幼稚園と、福祉機関である旧精神薄弱児通園施設、さらに外部の専門機関や関係者が連携して地域で支援の場を創設する事業に関する報告はなされておらず、その先駆性に関する評価についても言及がされていない。

しかもこれまでの先行研究では、旧市川大門町のような小規模自治体では、財政的な制約、専門職の確保の困難さ、対象児の確保等の要因から、自治体単独で社会的資源の開発として通園施設・通園事業等を創設することは困難であると目されてきており、実際に都市圏に比して事業整備が立ち遅れてきた歴史を有する。それが今日における自治体間格差を生み出す要因の一つともされており、旧市川大門町の事例を検討することは、従来の通園施設・通園事業研究にも新たな研究視座をもたらす可能性を有している。

本研究はこれまでの研究成果の下、教会組織による学園の創設の経緯を、市川幼稚園をは

留意事項

① 3枚程度で作成してください。

② 特許の出願中等の理由により、一定期間公表を見合わせる必要がある箇所がある場合であっても、所定の期日までに公表可能な範囲で作成・提出してください。当該箇所については、後日公表可能となった際に追記して再提出してください。

じめ関係機関・関係者の協働に着眼して、学園における障害乳幼児を対象とした福祉・教育支援体制の確立の特質を明らかにする。

3 研究の方法

分析史資料としては社会福祉法人ひかりの家「ひかりの家学園」刊行の資料である「ひかりの家」No.1(1974年)～No.41(2015)を主に用いる。また2019(平成31)年1月28日10:00～12:00母親薬袋悦子氏が元教会役員の薬袋洋子氏、市川教会員・元職員の志村(鈴木)春美氏に、2月19日10:30～12:30巨摩教会牧師・元職員の徳田隆二氏に、3月19日13:00～15:00に元社会福祉法人ひかりの家理事長・市川教会牧師の長澤仁司氏に対して、オーラルヒストリー法に基づく聞き取り調査を実施する。

その際、聞き取り調査の内容を研究に使用する旨説明し、研究同意書への同意を求めて研究倫理の遵守に努めた。

分析枠組みとしては複数のセクターによる協働を分析するモデルとして妥当性が示されている小島・平本(2009)の「協働の窓モデル」(第2次モデル)を用いた。

4 研究の成果

本研究結果として、ひかりの家学園の創立の過程が明らかとなった。

第1期「協働前史期」は「参加者のうちでも特に重要な参加者」を示す「協働アクティビスト」である長澤仁司が日本基督教団市川教会(旧山梨県西八代郡市川大門町)に牧師(市川幼稚園長、日本基督教団巨摩教会牧師兼務)として赴任し、市川教会における信教に基づく社会活動と、教会付設市川幼稚園における就学前のキリスト教保育の確立を模索する時期に当該する。1964(昭和39)年4月に赴任した長澤を中心に、教会では総会を通して教会員で「教会に与えられた使命」として、結核患者や高齢者等の社会的弱者に対する支援に取り組んでいた。また教会付設幼稚園に関しても1970(昭和45)年に「約350坪の土地」を購入し、併せて「約200坪の隣接地を借り受け」ること園舎の新築を行い、障害児を受け入れ統合保育を拡充していった。この統合保育の拡充に関しては、『ルカ福音書』2章40節「幼子はたくましく育ち、知恵に満ち、神の恵みに包まれていた」に基づき、キリスト教徒である保育者による障害の有無に関わらないキリスト教保育を実践していくという長澤の理念に基づくものであった。その中で1973(昭和48)年に地域の障害児をもつ保護者から、肢体不自由児の市川幼稚園への就園を打診された。当時の市川幼稚園は宗教法人経営の教会付設幼稚園であり、学校法人格を有していないため十分な私学助成は得られておらず、限られた財務・労務状況下で経営がなされていた。そのため幼稚園教諭の負担が大きく、肢体不自由児の受け入れは幼稚園教諭の「限界をこえる」ものであった。

第2期「協働形成期」は「ひかりの家学園」の創立に向けて、教会で新組織を創設するとともに、障害児支援に取り組む他のキリスト教福祉施設と協働し、準備を進めた時期に当該する。長澤は地域での障害児支援の必要性和現状の幼稚園組織の「限界」に関する経営判断の下、市川教会役員会で「ひかりの家学園」の創立に向け運営委員会を組織化することを諮り、役員会の承認を得た。その上で日本基督教団遠州教会(静岡県浜松市)信徒である山浦

留意事項

- ①3枚程度で作成してください。
- ②特許の出願中等の理由により、一定期間公表を見合わせる必要がある箇所がある場合であっても、所定の期日までに公表可能な範囲で作成・提出してください。当該箇所については、後日公表可能となった際に追記して再提出してください。

俊治・山浦明子が経営する社会福祉法人十字の園精神薄弱児施設「小羊学園」を役員会で見学し、さらに市川教会員鈴木春美、村松春美がそれぞれ「小羊学園」と重症心身障害児施設「おおぞらの家」で1973年5月～10月まで創立に向けて実習を行った。

第3期「協働実現期」は教会施設を利用して萌芽的な実践を行うとともに、プレハブ園舎を建設し、「ひかりの家学園」を創立させ、社会福祉法人化に向けて組織開発を進めた時期に当該する。2人の実習終了後、市川教会では礼拝堂と分級室を利用して、地域の未就園の障害児を対象に療育活動を始めた。そしてプレハブ園舎の建築を進め、完成後ひかりの家学園の開園式を挙行了。ひかりの家学園の運営のため、長澤と教会役員、山梨県議会議員有泉亨、市川大門町長遠藤次男、市川大門町議会議員鈴木熊男、山梨県社会福祉協議会戸泉恵美子と、教会・施設、議会、行政、福祉協議会の各関係者により運営委員会が組織化された。つまりひかりの家学園は関係するセクターの協働により創立がなされたのである。

さらに市川大門町の株式会社マルアイがプレハブ園舎での療育活動にあたり、保育所で利用していた運動遊びのための可動式の部屋を寄贈しており、地元企業との協働も図られていたのである。このようにひかりの家学園の組織化を図り、経営体制整備を進めていく中で、運営費に関しても他の日本基督教団の教会や関係施設へ寄付を求めていた。

第4期「協働展開期」はひかりの家学園の経営を安定させるため、「社会福祉法人ひかりの家」の認可を受け、児童福祉法に基づく精神薄弱児通園施設として療育体制の確立を図った時期に当該する。「社会福祉法人ひかりの家」の認可に際しては、山梨県および旧厚生省へ認可申請を行うためのパイプを山梨県議会議員有泉亨が整えていった。また認可のための条件整備として、長澤は日本基督教団を通じ自身が兼務していた巨摩教会の牧師に明治学院大学社会学科を卒業し、幼稚園教諭の経験のあった徳田隆二の招聘を働きかけた。そして有資格者である徳田隆二をひかりの家学園の非常勤職員に迎え、体制整備と実践上のスーパーバイザーの確保を図った。

このような取り組みを通して、社会福祉法人ひかりの家は1977(昭和52)年4月1日に社会福祉法人の認可を受け、ひかりの家学園は山梨県地域における地域療育の拠点として今日にいたる基盤をつくりあげたのである。

5 今後の展望

本研究は地方における小規模自治体での精神薄弱児通園施設整備の発展過程を関係機関等との協働から明らかにした。今日、児童発達支援センターが各地域の中核機関として他の児童発達支援事業所等への支援を求められる中、幼稚園や行政等関係機関等との協働に着目して施設機能整備を図っていった本事例の特質は、今日の支援体制整備においても示唆に富む事例である。今後は本研究の歴史的意義をひかりの家学園をはじめとする県内関係機関へ示し、施設経営における協働の重要性について再考するための媒体となる論文を執筆していく。

6 研究成果の発信方法(予定を含む)

2019年10月19日・20日に長崎大学で行われる予定の日本特別ニーズ教育学会で本研究成果を発表する予定である。

留意事項

- ① 3枚程度で作成してください。
- ② 特許の出願中等の理由により、一定期間公表を見合わせる必要がある箇所がある場合であっても、所定の期日までに公表可能な範囲で作成・提出してください。当該箇所については、後日公表可能となった際に追記して再提出してください。